



平成 18 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 シベール
代表者名 代表取締役社長 熊 谷 眞 一
(J A S D A Q ・ 証 券 コード 2 2 2 8)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 佐 島 清 人
電 話 0 2 3 - 6 8 9 - 1 1 3 1 (代 表)

株主優待制度の変更についてのお知らせ

平成 18 年 10 月 11 日開催の取締役会におきまして、下記の通り株主優待制度の変更を決議しましたのでお知らせ致します。

記

1. 変更内容

次の通り変更します（下線が変更する内容です）。

	現行	変更後
割当基準日	毎年 8 月 31 日	<u>毎年 2 月末日及び</u> 毎年 8 月 31 日
対象となる株主	株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載又は記録された 1 株以上保有の株主	（変更なし）
優待内容	・ 1 株以上 4 株まで保有の株主 約 <u>5,000 円</u> 相当の自社製品を贈呈 ・ 5 株以上保有の株主 約 <u>10,000 円</u> 相当の自社製品を贈呈	・ 1 株以上 4 株まで保有の株主 約 <u>3,000 円</u> 相当の自社製品を贈呈 ・ 5 株以上保有の株主 約 <u>6,000 円</u> 相当の自社製品を贈呈
優待品の 発送時期	毎年 11 月	<u>毎年 5 月及び</u> 11 月

2. 実施時期

平成 19 年 2 月末日の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載又は記録された 1 株以上保有の株主様より実施致します。

以上